江戸川区　計画相談支援　初心者フォローアップ研修

確認ドリル（サービス内容の判断編）

回 答

居宅介護

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 正解 | 解　説 |
| １ | ○ | 居宅介護と、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は別物。なお、重度障害者等包括支援は現在利用実績なし。 |
| ２ | × | 居宅とは、利用者の住居（＝自宅）をいうので、自宅外での支援は居宅介護（身体介護）では不可。 |
| ３ | ○ | 買い物代行では、ヘルパー一人で外出することが想定される。なお、あくまで利用者が在宅中の際での代行に限られる。また、利用者と一緒に買い物に行く場合は移動支援等。 |
| ４ | ○ | 居宅介護（身体介護）は、自宅内介護。自宅外での支援は居宅介護（身体介護）では不可。 |
| ５ | × | 居宅介護（身体介護）は、自宅内介護。自宅から離れたバス停との移動を支援することは不可。次の一連の流れを移動支援で行うことが考えられる。例）バス停（待合せ）→移動→自宅着→更衣介助・水分補給・排せつ介助 |
| ６ | × | 居宅介護では、単なる見守りを行うことはできない。排せつ介助、水分補給、突発的行動の静止など必要な身体介護を位置づけることが必要。 |
| ７ | × | 支給時間数は、その支援内容に応じて各サービスごとの上限時間までしか利用することができない。こっそりごちゃまぜにすると不正請求です！ |
| ８ | × | 家事援助はご本人への支援として認められる範囲の家事に限られ、共用部分や家族分まで対応することは不可。 |
| ９ | × | 服薬管理は「医行為」にあたるため不可。薬の仕分け等が本人では難しい場合、薬局に一包化を依頼してください。cf．服薬援助（水の準備、薬を飲む介助、飲み込んだか声掛け確認など）は、身体介護又は家事援助で可能。 |
| 10 | × | 通院等介助は、居宅介護の一類型のため、自宅から病院へ通う行き帰りに限定される。どうしても上記の利用が必要な場合、「自宅→病院」は通院等介助、「病院→買い物→自宅」は移動支援で行う。 |

移動支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　解説文中のQ、Pは「移動支援ガイドライン」を参照。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 正解 | 解　説 |
| １ | × | サービス等利用計画は、支給量決定のためだけでなく、利用者の生活全般を確認して作成すべきものであるから、移動支援の目的地や時間数についても記載が必要。 |
| ２ | × | 移動支援のみで利用する場合、自宅の出発後～帰宅時のみに限られず、必要があれば外出に付随する出発準備や帰宅直後の対応も含めて移動支援とすることができる。 |
| ３ | × | この場合、通院等介助を優先的に利用することが必要。なお、通院等介助は定期通院が必要な方に支給しているため、通院等介助の支給決定を受けずに移動支援で定期通院をしている方がいた場合には、通院等介助の支給決定を受けるよう計画に位置付けてください。 |
| ４ | × | 習い事やサークル活動のための外出は、送迎時間のみ移動支援で行うことができます。活動時間中は習い事等の主催者側で対応すべきものであるため、移動支援では算定できません。 |
| ５ | ○ | Q11参照 |
| ６ | ○ | 習い事やサークル活動と異なり、すくすくスクールの活動時間中は移動支援で算定することができます。Q4参照 |
| ７ | × | 江戸川区の移動支援は、グループ支援を認めておらず、マンツーマンでの支援のみとなっている。Q16参照 |
| ８ | × | 利用者の支援を行っていない、単なる待ち時間は、移動支援として算定することはできない。 |
| ９ | × | 利用者の支援を行っていない場合、請求不可。利用契約書に基づき、キャンセル料を利用者が負担することになります。なお、出発準備を行った後で、急に具合が悪くなった場合はQ19を参照。 |
| 10 | × | 公序良俗に反する外出は移動支援の対象外。通勤・営業等の経済活動や、学校行事、宿泊を伴う外出も対象外。P.5参照 |

名称とサービス内容

左の「名称」と、右の「サービス内容」が正しくつながるよう線で結んでください。

　　問１

　　　　　　　　　行動援護・　　　　　・視覚障害により移動が困難な方の外出支援を

行う。

　　　　　　　　　自立訓練・　　　　　・行動上著しい困難を持つ知的又は精神障害者

の外出支援。

　　　　　　　　　同行援護・　　　　　・一定期間、身体機能又は生活能力向上のため

の訓練を行う。機能訓練と生活訓練がある。

　　問2

地域活動支援センターⅠ型・　　　　・主に知的障害者を想定し、障害支援区分認定を受けていることが必要。創作活動・生産活動や交流などをする場。

地域活動支援センターⅡ型・　　　　・主に精神障害者を想定。プログラムに参加したり、交流室等で友達づくりのきっかけとすることもできる。施設利用料として、1回100円。

地域活動支援センターⅢ型・　　　　・主に精神障害者を想定。様々な相談に応じるほか、交流室等で友達づくりのきっかけにしたり、プログラムに参加したりすることができる。施設利用料として、1回100円（相談のみは無料）。

**参考**地域活動支援センターは日中活動系サービスと位置づけられ、Ⅰ型とⅢ型は出

入り自由、Ⅱ型は開始から終了までの時間帯に丸ごと参加することが基本となって

いる。なお、Ⅱ型トワイライトは、夕方のみⅡ型を利用する形態のこと。